

消費者被害を防ぎ、高齢者を守るために 「地域向け消費者被害未然防止出前講座」講師派遣

地域の集まりや講座に、無料で講師を派遣します！

内容

悪質業者は高齢者を狙っています。近年、地域で起きている悪質商法の手口や、消費者被害にあわないポイント、周囲の気付きや見守りのポイントについて学び、地域の高齢者を見守る力を高めます。

派遣対象

- 消費生活推進員、民生委員・児童委員協議会
- 自治会町内会・老人会・地域ケアプラザ等の地域の高齢者の集まり
- 地域の見守り関係者に向けて開催する講座・研修・会議・サロンなど

派遣講師例

横浜市消費生活応援隊、消費生活相談員・アドバイザー・コンサルタント、
弁護士、ソフトバンク など

講座のテーマ例

消費者トラブル、悪質商法未然防止

⇒ 最近流行している消費者被害や悪質商法がどのような手口で行われるのか、その具体例と対策方法を学びます。

詐欺被害の防止について

⇒ 近年増加している高齢者を狙った詐欺についての手口や被害事例を学び、ご自身だけでなく周囲の方たちも身を守るための知識を身に付けます。

※警察官による出前講座をご希望の場合は、地域の各警察署へ直接ご連絡ください

インターネットやスマホ・携帯電話を巡るトラブル防止

⇒ インターネットやスマートフォンの利用にあたって、巻き込まれやすい事例（SNS の利用、ネットショッピング、架空請求等）を取り扱いながら注意点や対処法を学びます。

支援者として学ぶ消費者被害

⇒ 消費者被害の現状や周囲の気付きや見守りのポイントについて学び、支援者として地域の高齢者を見守る力を高めます。

申込 方法

申込書をメールまたはFAXで送付。※最少参加人員 10 人（原則）

※件名：【団体名】地域向け出前講座

メール：ke-syohiseikatsu@city.yokohama.lg.jp

FAX：045-664-9533

申込 期限

令和 7 年 12 月 19 日（金）（令和 8 年 1 月 31 日実施分まで可能です。）

※原則、開催日の2か月前までにお申し込みください。

※申込書に記載いただいた内容は講師側にも提供されます。ご了承ください。

費用

講師派遣にかかる費用は無料です（交通費含む）。

※その他、会場使用料・資料印刷等にかかる経費は主催者にてご負担ください。

実施の 流れ

申込書
提出

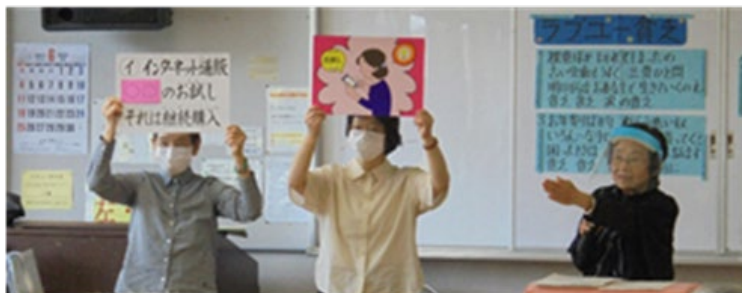
2週間
程度

講師派遣
決定連絡

申込者から講師に連絡・調整
＊必要に応じて資料印刷

講座実施

報告書（アンケート）提出



楽しくてためになると大好評の出前講座



【注意】

講座終了後、2週間以内に実施報告書（アンケート）のご提出お願いいたします。

お気軽にご相談ください。

【問合せ】横浜市経済局消費経済課

地域向け出前講座担当 TEL:045-671-2584

FAX:045-664-9533

メール：ke-syohiseikatsu@city.yokohama.lg.jp